

八王子市立第六中学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針
（R3.2月改定）

八王子市立第六中学校 いじめ防止基本方針

○いじめの防止等に関する基本的な考え方
いじめは絶対に許されない行為であり、全ての生徒はいじめを行ってはならない。
いじめを生まない、許さない学校づくり…いじめに関する生徒の理解を深める。
○令和8年度の重点項目
1 教員の指導力の向上と組織的対応…学校いじめ対策委員会を中心に学校一丸となって取り組む。
2 いじめの未然防止、早期発見に努める。
3 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。

令和8年度のいじめの防止等に向けた課題

○いじめを生まない、許さない学校づくりをする。
○いじめを早期に発見し、教職員全体で情報を共有する。
・定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び生徒がいじめを訴えやすい体制を整備する。
・教職員全体で当該生徒を見守り、その兆候や様々な変化を見逃さないようにする。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

○開催日 毎週月曜日 午後2時50分から午後3時30分まで
○構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
○役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- ①いじめの把握・情報共有
- ②いじめの事実確認、調査
- ③学校いじめ対策委員会によるいじめの認知、対応の協議（家庭連絡）
- ④被害者、加害者双方への組織的な対応（家庭連絡）
- ⑤見守り、解消判断
- ⑥解消後の継続的な見守り

いじめの防止等に関する教員研修

5月13日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
「気になる生徒に関する情報交換」
8月25日 「重大事態の理解と対応」
「気になる生徒に関する情報交換」
1月8日 「いじめへの組織的な対応」
「気になる生徒に関する情報交換」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組など

いじめの防止等に関わる授業

・いじめ防止教室の実施＝全学年＝
全校生徒を対象とした、いじめ防止教室を実施する。
（弁護士）
・セーフティー教室＝全学年＝
SNSの危険性について理解を深める。
（ファミリー e ルール講師、警察署）
・いじめ防止を考える授業＝全学年＝
いじめのない学校生活実現のための取組を議論する。
・アンガーマネージメント研修＝第1学年＝
いじめる側の心理やいじめの重大性を理解して自己を振り返る。
（アンガーマネージメントジャパン講師）

SOS の出し方に関する授業

・学期ごとに「身近な大人に相談すること」の大切さを伝える。
・毎月行うアンケートに「相談できる大人がいるか」「相談できる友達はいるか」の項目を設け、いない場合は担任が必ず声掛けをする。
・必要に応じてDVD教材「自分を大切にしよう」や動画教材「心のSOSに気づこう」（出典：東京都教育委員会）を視聴する。

いのちの大切さを共に考える日の取組（7月）

・校長講話
全校朝礼における命の講話
・赤ちゃんふれあい事業
命に関する講話 体験講座
・特別の教科 道徳
生命の尊さ、思いやり・感謝、友情信頼、家族愛（重点内容項目）
・保健
心身の機能の発達と心の健康

生徒の自己肯定感を高める取組

・総合学習「志（こころざし）教育」
志を立てることについて学び、自ら考え、発表し、共有することを通して、自分の命を肯定的にとらえる。
・総合学習「人権教育」「多様性の理解」
相手の立場を考え、理解することにより、自他ともに尊重することの大切さについて学ぶ。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
・「子ども見守りシート」の活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。

関係機関

・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
・事案に応じて、児童相談所や子ども家庭支援センター、SSW、SC、病院、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。